

若狭町議会事務局 障害者活躍推進計画

令和2年4月

若狭町議会事務局

第1 計画の趣旨

平成30年に、国及び地方公共団体（以下「公務部門」という。）において障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかとなった。

公務部門における障害者の活躍は、政策決定過程への障害者の参画拡大の観点からも重要である。ノーマライゼーション(障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方)、インクルージョン(包容)、ダイバーシティ(多様性)、バリアフリー(物理的な障壁のみならず、社会的、制度的及び心理的な全ての障壁に対処するという考え方)、ユニバーサルデザイン(施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方)等の理念の浸透に繋がり、政策だけでなく、行政サービスの向上の観点からも重要である。

これらを踏まえ、若狭町議会事務局において、障害者の活躍の場の拡大のための取組を不断に実施する等、自律的なPDCAサイクルを確立できるよう、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3第1項の規定に基づき、若狭町障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）を策定するものである。

1 機関名

若狭町議会事務局

2 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とする。

3 若狭町議会事務局における障害者雇用に関する課題

若狭町議会事務局においては、職員総数が3人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集、採用は行ってこなかった。これまで大きな問題を生じたこともなく、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。

第2 目標

1 採用に関する目標

職員については、町長部局からの出向者のみであり、採用等は行っていない

いため、目標設定はできない。

2 定着率

なし

※ 今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定

第3 取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備

- (1) 障害者雇用推進者は、議会事務局長とする。
- (2) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員が在籍した場合には、町長部局総務課に設置している障害者である職員の相談窓口を紹介する旨、庁舎内掲示等により周知する。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、町長部局総務課、福井労働局等に相談し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- (1) 相談窓口への相談のほか、毎年実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- (2) 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。